

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長補佐及びこれと同等の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>の規定による採用に係る職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）の任免に関する事。</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項に規定する債権の放棄に関する事。</u></p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(副企業長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長補佐及びこれと同等の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定による採用に係る職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）を除く。）の任免に関する事。</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p>(経営管理部長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

(9) 主査、副主査、主事、技師及びこれらと同等の職にある者（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、主査の職以上の職にある者を含む。）の任免に関する事。

(10)～(33) (略)

(9) 主査、副主査、主事、技師及びこれらと同等の職にある者（再任用職員にあつては、主査の職以上の職にある者を含む。）の任免に関する事。

(10)～(33) (略)

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の大阪広域水道企業団事務決裁規程第3条第10条及び第4条第9号の規定を適用する。